

高砂市道路位置指定基準の改正について

1. 改正の内容

今回、低未利用地の活用促進し、将来も安心できる良好な宅地供給を図るため、高砂市道路位置指定基準において、令和4年4月1日より位置指定道路について市に寄附採納ができるように改正しました。

2. 高砂市道路位置指定基準 新旧対照表

	旧	新
条文	(位置の指定を受けた道路の引継) 第12 この基準の規定により位置の指定を受けた道路のうち、 <u>指導基準（高砂市開発技術指導基準）の規定に適合しないものは、市に引き継ぐことはできない。</u>	(位置の指定を受けた道路の引継) 第12 この基準の規定により位置の指定を受けた道路は市に寄附 <u>することができる。</u>

3. これまでの寄附要件との比較

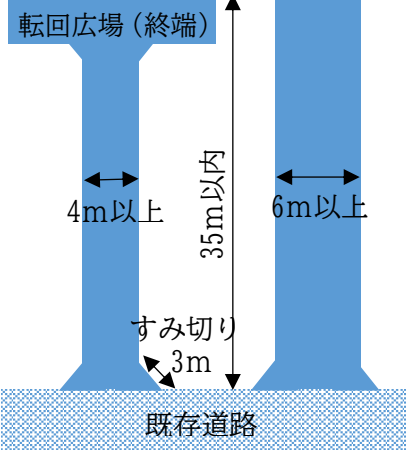
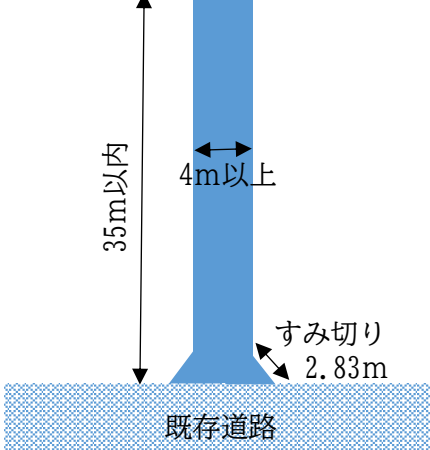
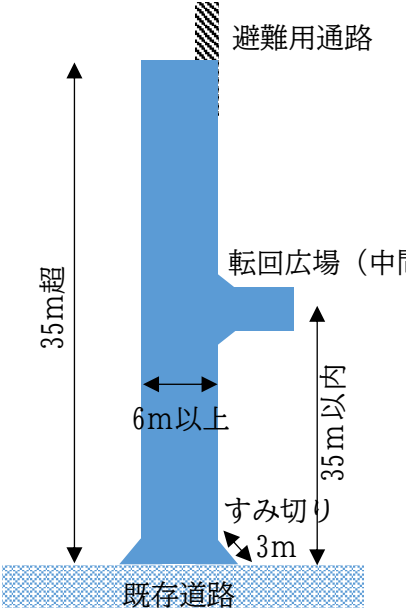
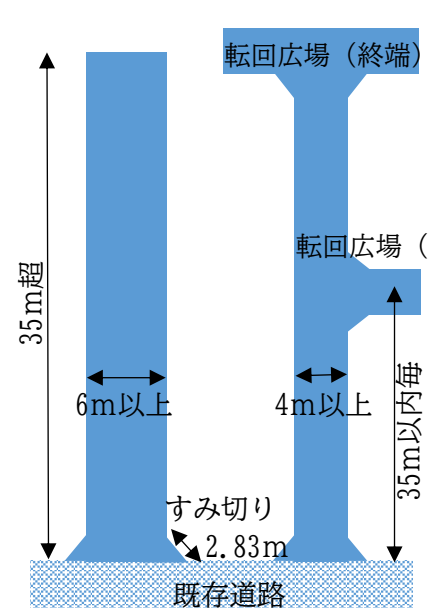
	旧（高砂市開発技術指導基準）	新（高砂市道路位置指定基準）
道路形状	①すみ切り 3m ②延長 35m以内の場合 幅員 6m以上又は終端転回広場 ③延長 35mを超える場合 35m以内に転回広場及び避難用通路	①すみ切り 2.83m ②延長 35m以内 転回広場不要 ③延長 35mを超える場合 35m以内に転回広場又は幅員 6m以上
その他	排水施設等は開発技術指導基準のとおり	

※裏面に参考図を掲載しています。

【お問合わせ先】

高砂市 都市創造部 都市住宅室 建築住宅課
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号（本庁舎3階）
電話 079-443-9035

参考図（これまでの寄附要件との比較）

旧（高砂市開発技術指導基準）	新（高砂市道路位置指定基準）
延長35m以内の道路を築造する場合	
 <p>転回広場（終端）</p> <p>4m以上</p> <p>35m以上</p> <p>6m以上</p> <p>すみ切り 3m</p> <p>既存道路</p>	 <p>35m以上</p> <p>4m以上</p> <p>4m以上</p> <p>すみ切り 2.83m</p> <p>既存道路</p> <p>転回広場（終端）</p>
延長35mを超える道路を築造する場合	
 <p>避難用通路</p> <p>35m超</p> <p>6m以上</p> <p>35m以上</p> <p>すみ切り 3m</p> <p>既存道路</p> <p>転回広場（中間）</p>	 <p>転回広場（終端）</p> <p>35m超</p> <p>6m以上</p> <p>4m以上</p> <p>すみ切り 2.83m</p> <p>既存道路</p> <p>転回広場（中間）</p> <p>35m以内</p>